

平成 29 年度 第 2 回新上五島町  
水道事業経営審議会 会議録

平成 29 年 12 月 14 日 (木)

新上五島町水道課

平成 29 年度 第 2 回新上五島町水道事業経営審議会 会議録

1. 名 称	平成 29 年度 第 2 回新上五島町水道事業経営審議会
2. 日 時	平成 29 年 12 月 14 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30
3. 場 所	新上五島町役場 3 階 G 1 会議室
4. 出席委員	板垣太郎委員 田尾政幸委員 田口忠昭委員 渡邊大三郎委員 山口浩二委員 道下陽章委員 橋端義明委員 永田美雪委員 大渡寧子委員 (9 名)
5. 欠席委員	今村英文委員 (1 名)
6. 町出席者	築地水道課長 中野課長補佐 森下課長補佐 徳永係長 平瀬主査
7. 会議の公開	原則公開とする
8. 傍聴の可否	可能
9. 傍聴人数	0 名
10. 次 第	<p>1. 開会</p> <p>2. 報告 (会議成立の可否、傍聴人の有無)</p> <p>3. 議事</p> <p>1) 【説明事項】新上五島町水道事業の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度決算書及び平成 29 年度当初予算書</li> <li>・新上五島町水道事業収支計画</li> <li>・新上五島町経営戦略</li> <li>・新上五島町建設事業計画及び各事業の概要</li> <li>・水道事業におけるアセットマネジメント (資産管理)</li> <li>・簡易水道統合後の国庫補助制度 など</li> </ul> <p>2) 意見交換</p> <p>3) 次回の開催日について</p> <p>4) その他</p> <p>4. 閉会</p>
11. 資料一覧	<p>第 2 回新上五島町水道事業経営審議会説明資料</p> <p>資料①平成 28 年度新上五島町簡易水道特別会計歳入歳出決算書</p> <p>資料②平成 29 年度新上五島町水道事業会計当初予算書</p> <p>資料③新上五島町水道事業収支計画・新上五島町水道事業経営戦略</p> <p>資料④新上五島町建設事業計画及び各事業の概要</p> <p>資料⑤水道事業におけるアセットマネジメント (資産管理)</p>
12. その他	次回開催日程 平成 30 年 2 月 15 日 (木) 13 : 30 ~

新上五島町水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

任期：平成29年10月22日から平成31年10月21日まで

	区 分	氏 名	役職	所 属
1	学識経験者	いたがき たらう 板垣 太郎	会 長	長崎県立大学経営学部経営学科講師
2	〃	た お 尾 まさゆき 田 政幸	副会長	新上五島町商工会長
3	〃	いまむら ひでふみ 今村 英文		税理士
4	〃	たぐち ただあき 田口 忠昭		町簡易水道事業事前評価委員会 会長(旧町水道課長)
5	〃	わたなべ だいざぶろう 渡邊 大三郎		一般財団法人新上五島町振興公社理事
6	〃	やまぐち こうじ 山口 浩二		(株)十八銀行上五島支店長
7	水道使用者	みちした きよふみ 道下 陽章		駐在員連絡協議会若松地区代表 (若松地区郷長)
8	〃	はしぼた よしあき 橋端 義明		奈良尾地区区長会代表(先小路区長)
9	〃	ながた みゆき 永田 美雪		町女性団体協議会役員
10	〃	おおわたり やすこ 大渡 寧子		町女性団体協議会役員

## 平成 29 年度 第 2 回新上五島町水道事業 経営審議会 議事録

### (事務局)

本日は、師走の大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成 29 年度第 2 回新上五島町水道事業経営審議会を開会いたします。

始めに水道課長より挨拶をさせていただきます。

### (事務局)

皆さんこんにちは。水道課長の築地でございます。第 2 回新上五島町水道事業経営審議会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この数日の寒波到来で、日本海側は大雪、猛吹雪に警戒のニュースも流れ、ここ上五島も冷え込んでおりますが、つい平成 28 年 1 月下旬の大寒波襲来による水道管凍結での災害対応が思い出されます。再度そのようなことがないように願うばかりです。

委員の皆様には、師走の大変お忙しい中であって、ご参集いただき誠にありがとうございます。佐世保市からご来島いただいている板垣会長におかれましても、海上時化で揺れやしないか心配しましたが、本日は風も凪いだようであり安心しております。

さて、水道事業の経営に関してご審議いただく本審議会も 2 回目の開催でございます。今年度は諮問事項はなく、説明事項として本町水道事業の概要をご説明し、ご理解を深めていただく機会としております。

今回は、大きなテーマとしまして水道事業の財政収支計画と建設事業計画の概要をご説明し、ご理解を深めていただく機会としております。

なかなか専門用語が多くて理解に苦しむことであろうかと存じますが、分からないことや気付きなどがありましたら、何でも結構ですのでどうぞ忌憚のないご質問、ご意見を賜ればと存じます。

ここで出ました貴重なご意見につきましては、第 3 回審議会の最終にでも承り取りまとめ、水道事業管理者である町長へ報告いたします。

簡単ではございますが。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### (事務局)

それではまず、配布資料の確認をいたします。

### 【会議資料の確認】

### (事務局)

それでは会議に先立ちまして、ご報告があります。

まず、今日の会議出席者は 9 名がご出席であります。水道事業経営審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数を満たしておりますので、会は成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては板垣会長にお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### (会長)

事務局より、本会は成立していることの報告を受けました。

さて、前回審議会で、会議の原則公開の決定と傍聴はできるとの取り決めをしましたが、本日の会議も同様でよろしいでしょうか。

### 【「はい」の声有り】

#### (会長)

本日、傍聴人はいらっしゃいますか？

#### (事務局)

傍聴人はおりません。

#### (会長)

本日は傍聴人がいらっしゃらないとのことで、このまま進めさせていただきます。

各委員の皆様及び事務局の皆さん、改めまして、こんにちは。会長の板垣でございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。説明事項：新上五島町水道事業の概要ということで、事務局より説明をお願いします。

#### (事務局)

改めましてこんにちは。

前回審議会から、本町水道事業の現状をご理解していただくため、新上五島町水道事業の概要ということで説明をさせていただきます。

今回は、おおまかなテーマとしまして、水道事業の収支計画と建設事業計画について、それぞれ担当から説明させていただきます。

#### (事務局)

それでは予算書及び決算書についてご

説明させていただきます。

第1回審議会でご説明したとおり、本町水道事業は、平成29年4月1日に上水道事業に移行したため、平成28年度以前が官公庁会計、平成29年度以降が公営企業会計となっております。そのため、お配りしております資料のうち、資料①平成28年度簡易水道特別会計歳入歳出決算書は官公庁会計方式、資料②平成29年度新上五島町水道事業会計予算書は公営企業会計方式でそれぞれ作成しております。ここでは、両資料を見比べながら、官公庁会計と公営企業会計の違いをご説明したいと思っております。

なお、今後の審議会において、毎年度予算・決算についてご説明させていただく予定となっておりますので、今回の説明で少しでもご理解を深めていただければと思います。

それではまず、第1回経営審議会のおさらいとはなりますが、官公庁会計、公営企業会計、民間の企業会計の違いについてご説明いたします。本日お配りした資料の官公庁会計、公営企業会計、民間企業会計の違いをお聞きください。

こちらの資料は、3つの会計の違いを項目ごとに表してあります。会計とは、その情報を利用する人が現金などの動きを識別して測定し、記録するためのツールと言えます。この基本的な考え方は、民間企業でも行政においても同じです。

しかし、実際の会計制度としては、民間企業では複式簿記、発生主義会計であるのに対して、行政では単式簿記、現金主義会計であり、異なる仕組みになっています。

行政の一般会計は官公庁会計方式なの

で、歳入歳出予算に対する決算を行うだけで、公営企業のように財務諸表を作成する会計決算を行いません。収入から支出を差し引いた資金差で見るので、分かり易いとも言えます。

一方、公営企業会計は、自治体が経営するため一般会計と同じように予算経理も行わなければならないことから、予算に対する決算として決算報告書を作成します。それと同時に企業会計による決算処理を行うので、財務諸表も作成することから、予算に対する決算と会計決算の2本立て決算を行うことになり、ここに官公庁会計との大きな違いがあります。なお、民間企業は役所のような予算制度は採っていないので、決算は財務諸表を作成するだけです。

このように、公営企業会計は、地方自治法に定める予算と地方公営企業法で定める財務諸表の2本立てにして調整を図っています。

次に、平成28年度までの官公庁会計で作成した簡易水道事業決算書及び公営企業となった水道事業会計の当初予算書についてもう少し詳しくご説明したいと思います。資料①平成28年度決算書の1ページと資料②平成29年度当初予算書の4ページをそれぞれお開き下さい。

ここでは、収入の予算区分ごとに決算額及び予算額を計上しております。

まず、一番大きな違いとしまして、官公庁会計の決算書では、歳入という一つの括りで全ての収入を上げておりますが、公営企業会計の予算書では、4ページの収益的収入と5ページの資本的収入の二つの区分に分かれております。これは、資本取引と損益取引の区分という官公庁

会計にはない概念となりますが、公営企業の正確な経営活動を把握するため、営業活動による損失や利益の結果として生じたものと、それとは関係ない固定資産独自の増減とを明確に区分する必要がありますため、二つの区分に分かれております。

その他の違いとして、名称が若干変わっている予算科目がいくつかあるほか、公営企業会計独自の予算科目として、長期前受金戻入というのがあります。こちらも官公庁会計と公営企業会計の大きな違いの一つとなりますが、長期前受金戻入の予算科目を執行しても、現金の移動がないという特徴があります。これは、官公庁会計の予算には無い概念です。

官公庁会計では、現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳されるため、全ての予算科目において予算執行した際には必ず現金の移動を伴います。よく例として挙げられますが、家計簿と同じような概念となります。

一方、公営企業会計は、現金の収支の有無に関わらず、経済活動の発生という事実に基づいて経理記帳するため、こういった現金の移動を伴わない予算科目が存在します。なお、長期前受金戻入ですが、後ほど説明する減価償却費に関連する収入科目となっておりますので、後ほど併せてご説明いたします。

次に資料①平成28年度決算書の3ページと資料②平成29年度当初予算書の5ページをそれぞれご覧下さい。

ここでは、支出の予算区分ごとに決算額及び予算額を計上しております。

先程の収入と同様に、官公庁会計の決算書では、歳出という一つの括りで全ての支出を上げておりますが、公営企業会

計の予算書では、4ページの収益的支出と5ページの資本的支出の二つの区分に分かれております。

その他の違いとして、こちらも名称が変わっている予算科目がいくつかあるほか、施設管理に関連する予算の分類の仕方が異なっております。

官公庁会計の決算書では、施設管理費という予算科目に計上されておりますが、その内訳として、旧5町の地区単位で施設管理経費が管理されております。

一方、公営企業会計の当初予算書では、各地区では分かれておらず、原水及び浄水費と配水及び給水費という区分に分けられております。これは、前回の会議でご説明した水をお届けするまでの過程の中にありました、原水、浄水、配水、給水のそれぞれにかかった経費ごとに管理することになっております。

また、収入でもご説明したとおり、支出においても、減価償却費や資産減耗費など、現金の移動を伴わない支出があります。なお、減価償却費についてですが、固定資産などは取得してから年数を追うごとに経済的価値が減少していきます。この減少額を耐用年数に基づいて計算した額が減価償却費となります。

また、先程収入でご説明した長期前受金戻入ですが、固定資産を取得する際の財源となる補助金なども減価償却と同様のルールで減少していくこととなっております、その減少額が長期前受金戻入として収益に計上されます。

ちなみにですが、公営企業会計では、現金支出が伴わない科目が存在するため、本町のように経営状況が赤字であっても、現金は手元にあるというような状況が起こります。

その他の違いですが、まず、資料①平成28年度決算書の一番後ろ、27ページをお開きください。

官公庁会計の決算におきましては、こちらに記載してあるとおり、歳入の総額と歳出の総額を差し引いた収支額を算定するのみとなっております。

一方、公営企業会計についてですが、資料②平成29年度当初予算書の7ページをお開きください。こちらはキャッシュフロー計算書というもので、現金の流れを項目ごとに示したものです。

次に12ページをお開きください。こちらは、貸借対照表というもので、資産・負債・資本の状況が示されております。

そして、資料にはつけていないのですが、この他に損益計算書という資料がありまして、今回の当初予算書は移行初年度ということで掲載不要となっているため、この予算書には載せていませんが、公営企業の営業活動における経営状況を示した資料がございます。

このように、公営企業会計は様々な視点から経営状況を分析するため、官公庁会計とは違って多くの財務書類を作成・管理しなければなりません。

以上で官公庁会計と公営企業会計の違いについて、簡単にではございましたが、ご説明は終了いたします。

本日は、平成28年度決算書の内容説明資料として、主要施策の成果説明書を添付しておりますので、そちらをご参照いただければ分かりやすいかと思っております。

ただし、平成28年度決算については、平成29年4月からの上水道移行に伴い、平成29年3月31日付け打切決算により決算額を確定しておりますので、5月31

日までの出納整理期間がある平成 27 年度決算額に対して、水道料金の未収金、光熱水費や工事代金等の未払金などが反映されてない分決算額が少なくなっております。

ここでは、会計方式が変わったこと、一般会計との違い、公営企業会計の特徴について概念的に捉えていただき、今後、毎年の報告案件の時にもう少し詳しく説明させていただければと思います。

予算決算の説明については以上となります。

続きまして、新上五島町水道事業収支計画についてご説明したいと思います。

資料の③となりますが、1 ページが『①平成 29 年度から平成 38 年度 収益的収支 資本的収支 資金収支』と書かれたもの、2 ページが『②平成 39 年度から平成 58 年度 資金収支』と書かれたもの、3 ページが『新上五島町水道事業収支計画比較資料』と書かれたもの、四枚目がグラフが書かれたものをお配りしております。

それでは順番にご説明したいと思います。まず、1 ページですが、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 カ年計画を、収益的収支、資本的収支、資金収支ごとにそれぞれ計上しております。詳細な説明は省略させていただきますが、まずポイントとなるのが、収益的収支欄の当年度純損益及び累積欠損金の欄でございます。

当年度純損益の欄は、その年度一年間の経営活動における収支額が計上され、黒字であれば純利益として金額が計上されますが、マイナスの場合は純損失として計上され、赤字経営ということになります。

次に、累積欠損金の欄でございますが、当年度までの損失の積み上げられた額が計上されます。

本町の経営状況につきましては、ご覧のとおり全ての年度において収支額が赤字となっております、非常に厳しい経営状況となっております。その最も大きな要因が減価償却費でございます。これまでご説明したとおり、本町は多くの施設を有しており、本来はこれらの将来的な更新のために減価償却費の内部留保によって資金を積み立てなければなりません、水道料金収益で維持管理経費を賄いきれないため、将来の更新資金を削ってなんとか水道事業を運営している状況であります。

次にポイントとなるのが、一番下の欄にあります累積資金収支でございます。こちらの欄には、年度末時点で実際お金がどれくらい残っているのかが示されております。先程ご説明した純損益については、赤字であっても資金が残っていれば経営を継続できますが、こちらの累積資金収支がマイナスとなると、資金ショートとなり、経営が継続できない状況に陥ります。平成 38 年度までは、単年度の資金収支は全て黒字となり、最終的な累積資金収支も黒字となっておりますので、経営の継続が可能な状態となっております。

次に、2 ページをご覧ください。こちらの資料は、平成 39 年度から平成 58 年度までの資金収支のみを示した資料となります。資料の中を見ますと、平成 41 年度辺りから単年度資金収支の赤字が出始め、赤字額も年度を追うごとに増えております。そして、平成 50 年度には累積資金収支が赤字に転落してしまいま



す。最終的には、平成 58 年度におよそ 14 億 3,100 万円の累積資金収支赤字になっております。この赤字の大きな要因としてあげられるのが、水道料金と元利償還金です。

まず、水道料金についてですが、過去 10 年間の実績に基づいて平成 29 年度から平成 33 年度までの推計をコンサルタント業者の方で試算しており、それ以降の年度については、同じ減少幅で水道料金の見込みを推計しております。資料に示してあるとおり、毎年度 900 万円近く減少する見込みとなっており、年度を追うごとに収益が減っていく厳しい状況になることが見込まれます。

次に元利償還金についてですが、これは、事業を実施する際に財源として借入れる長期借入金である企業債の返済金になります。計画を見てみますと、1 億 4,000 万円前後で推移しており、毎年度事業を実施する関係上、中々減少しません。ただし、移行前に借入れた企業債の元利償還金については、国や町長部局からの支援が得られますが、移行後に借入れた企業債の元利償還金については、全て水道事業が負担しなければなりません。そのため、見た目上の償還金額は大きく増減してはおりませんが、実際の負担は年度を追うごとに大きくなっていきます。

この二つの要因が重なって、後半の単年度資金収支赤字が加速し、最終的には大きな赤字となっております。

次に、3 ページをご覧ください。こちらの資料ですが、先程の計画では最終の赤字が大きくなるため、これらを解消するためにどういった計画の見直しが必要なのかをシミュレーションしたものでございます。なお、四枚目の資料は三枚目

の資料の表をグラフにしたものでございます。

ここでは、パターンを六つに分けて、それぞれの累積資金収支額及び元利償還金額を試算しております。また、水道料金改定の影響額についても試算しております。

まず、パターン①ですが、これは昨年度の 3 月に策定したもので、比較対象として入れております。パターン①の補助事業費は 2 億 3,500 万円、単独事業費は 700 万円で、料金改定をしない見込みで作成しております。

パターン②以降については、最新の情報を元に当初計画を見直したもので、事業費の財源などが当初から変わっております。

まず、パターン②ですが、当初計画と同様の事業費かつ料金改定無しで作成しております。なお、先程ご覧いただいた収支計画資料は、こちらのパターン②に基づいて作成したものとなっております。

次にパターン③ですが、②と同様に当初計画と同様の事業費としておりますが、平成 39 年度に水道料金を改定し、10%増額する見込みで作成しております。

次に、パターン④ですが、当初計画より事業費における水道事業の負担割合が増えているため、事業費を抑えた形で試算しております。補助事業費は当初計画から 1 億 3,500 万円減額して 1 億円とし、単独事業費は当初計画から 200 万円減額して 500 万円としております。また、料金改定はしない見込みで作成しております。

次に、パターン⑤ですが、パターン④と同様に当初予算から減額した事業費で、こちらは料金改定有りで作成しておりま

す。

最後にパターン⑥ですが、こちらはあくまでも参考として、まったく事業をしなかった場合ということで作成しております。

この6つのパターンでそれぞれ平成29年度から平成58年度までの計画を試算し、比較したものが次の表になります。ここでは、パターン別の累積資金収支を5ヶ年ごとに示しております。

当初計画におきましては、平成53年度から赤字となり、58年度には6億3,446万2千円の赤字となる計画となっております。この当初計画の最終赤字額と事業費の額を基準にパターン②以降を作成しておりますが、

まず、パターン②は当初計画より大幅に赤字額が増えております。これは、事業の財源を見直した結果、水道事業の負担が大幅に増えたことが原因となります。

パターン③とパターン④は、事業費を確保したまま料金改定を実施するか、事業費を減額して料金改定を実施しないかの違いですが、最終の赤字額は当初計画に近い形になっております。なお、若干パターン③の方が赤字額が大きくなっております。

パターン⑤につきましては、事業費を減額した上で料金改定も実施する計画であるため、最終的な赤字額は当初計画と比較しましても少なくなっております。

次に、先程資金収支の赤字に最も影響を与えている要因としてあげた元利償還金と水道料金についてですが、具体的に数字としてどのように影響するのかを示したのが次の表です。

まず、元利償還金についてですが、平成58年度で比較しますと、同じ事業費で

計画したパターン①とパターン②③では、財源の関係でおおよそ2倍の違いが出ております。また、事業費を減らしたパターン④⑤とパターン②③を比較すると、こちらもおおよそ2倍の違いが出ております。

なお、企業債の償還期間は30年となりますので、58年以降も支払いが続いていくこととなります。事業を実施するにあたっては、事業の必要性や事業の実施規模、元利償還金の返済能力などを十分に検討したうえで計画を立てる必要があります。

次に、水道料金を改定することでどれくらい収益が増えるのかを示したものが次の表になります。ここでは上水道移行後10年間は料金改定をせず、11年目である平成39年度から10%改定したと仮定して見込みを作成しております。一番上の段は、料金を改定しない場合の水道料金見込額で、二段目が10%改定により増額となる水道料金額です。一番下が改定分の累計額となりますが、改定後20年間で累計5億6,763万1千円の収益が上がる見込みとなっております。これを単純に補助事業費のうち水道事業負担額に当てはめると、料金改定をすることでおおよそ9億円の補助事業経費を確保できる計算となります。

なお、5ページの資料は、4ページの表をグラフにしたものでございます。

資料のご説明は以上となりますが、現時点で作成した計画では、30年後に多くのパターンで資金の赤字が見込まれます。しかしながら、本来の計画のあり方としましては、20年後、30年後の予測は不確定な部分が多く、正確な予測が困難ですので、今年度から10年間の実績を踏まえ、10年後に再度計画を練り直し、

将来の資金不足を解消する、といったやり方が必要となります。

もともと独立採算での経営が難しい福祉水道というカテゴリに入る本町水道事業ですが、法適用化したことで実際に会計が赤字に陥っている中で、今後、これまでのような投資ができなくなるのではないか、水道料金が高くなるのではないか、法適用後の姿が一層厳しくなってくるのではないか、一般会計からの安易な繰出基準外繰入ができなくなるのではないかなど、多くの諸課題を抱えつつも、住民生活に欠かせないライフラインとしての継続性を担保するためにはどうすればよいか、来年度以降の経営審議会の中で審議していただき、町長への答申としてご意見をとりまとめていただければと思います。

なお、5ページ以降は、新上五島町水道事業経営戦略ということで、移行前年度の平成29年3月に国・県からの奨励により作成したものです。詳しい説明は省略いたしますが、作成時期が移行前ということもあり、移行後に様々な要因から状況が変わってきておりますので、今後の見直しが必要となっております。

以上で平成28年度決算書及び平成29年度当初予算と新上五島町水道事業収支計画の説明を終わります。

#### **(会長)**

水道事業の平成28年度決算、平成29年度予算のほか、中長期の水道事業収支計画について説明を受けました。

丁度時間的に休憩が必要かと思えます

ので、10分間の休憩を入れたいと思います。

#### **【10分間休憩】**

##### **(会長)**

それでは、再開いたします。

事務局より説明がありました、予算・決算状況、また、水道事業収支計画についてご質問はありますでしょうか。

なお、委員さんをお願いいたします。質疑の際は、面倒ではございますが、挙手をしていただき、議長の確認を得てから発言していただくということによろしいでしょうか。ご協力をお願いいたします。

##### **【質疑なし】**

##### **(会長)**

それでは、次に移ります。事務局、説明をお願いします。

##### **(事務局)**

私の方からは、本町水道事業の建設事業計画及び簡易水道統合事業や基幹改良事業の概要、水道事業におけるアセットマネジメント、簡易水道統合後の国庫補助制度についてご説明します。

資料④の1ページをお願いします。平成19年度簡易水道国庫補助金制度の改正に伴い、簡易水道統合の推進及び高料金対策への重点化等に沿って、新上五島町は、平成19年1月に簡易水道事業統合計画書を提出し承認を受け、平成20年度より9事業、総事業費74億7,100万円を計画し、現在継続中です。進捗率は、平成28年度までに事業費ベース42.8%、

事業費 32 億 200 万円、そのうち事業数 3 事業、新魚目南部地区 2 事業、上五島南部地区 1 事業を完了しています。

また、簡易水道の数も 17 簡易水道から上五島地区の青木・焼崎地区簡易水道、若松地区の佐尾簡易水道、奈良尾地区の須崎地区簡易水道を統合し、14 簡易水道となり、平成 29 年度から上水道として運営しております。

基幹改良事業とは、簡易水道の老朽化その他のやむを得ない理由により機能が低下した施設や管路等を更新する事業です。基幹改良事業に係る施設整備費用を当該施設の有収水量で除して得た水、1 m<sup>3</sup> 当たりの費用の額が同様な事業の平均を超える事業は、補助対象と認めるとあります。事業費用の額を継続中の事業に当てはめたところ下表の算出結果のとおり、青方地区簡易水道事業は基準値を下回り、現在事業を休止しております。

また、有川地区統合簡易水道整備事業は「他事業の進捗による整備の遅れ、地権者等との交渉による整備の遅れ」に該当しないため事業継続は認められず基幹改良事業として継続中です。

また、国庫補助金は平成 25 年度より内示額の減額があり、減額率は、平成 25 年度 6%、平成 26 年度 14%、平成 27 年度 56%、平成 28 年度 36%、平成 29 年度 23%と年度ごとに減額されています。これにより、工事の進捗は全体的に遅れています。

次に 2 ページから 16 ページについて、現在事業を行っている事業ごとに概要説明します。

まず、奈良尾地区ですが、奈良尾地区統合簡易水道整備事業は、平成 22 年度からの継続事業で、奈良尾地区簡易水道に

須崎及び佐尾地区簡易水道を統合し、老朽化した浄水場を廃止して、浄水場を奈良尾浄水場と萱場浄水場の 2 系列体制とします。奈良尾浄水場は平成 25 年度に完成し、中山、岩瀬浦、浜串、福見浄水場を廃止しており、来年度以降、高井旅、雑子場浄水場を廃止する予定です。また、萱場浄水場より送水管に接続し佐尾浄水場を廃止しています。今年度、奈良尾地区の水道監視システムが本庁の監視システムに組み込まれ、全地区一括監視が可能になります。

水道監視システムとは、水を作る為に必要なデータやポンプ等の稼働状況また、配水池の水位や水の量、異常等の確認を現地に行かず、本庁のパソコンで確認が出来るものです。

3 ページの図面について簡単にご説明します。この図面は、平成 29 年度の計画図面となっております。赤で示している部分が今年度実際事業を行っている箇所です。奈良尾は福見地区の配管替えと小奈良尾のしおさい周辺の配管替えと電気関係を重点的に行っております。

引き続き有川地区の事業を説明します。有川地区簡易水道事業は、平成 25 年度からの継続事業で、当初有川地区統合簡易水道整備事業に太田、東浦、小河原、東神ノ浦地区簡易水道を統合する計画でしたが、平成 29 年 1 月の厚生労働省の通達に他事業の進捗による整備の遅れ、地権者等との交渉による整備の遅れに該当せず平成 29 年度より基幹改良事業として経年劣化による施設・設備の更新及び漏水事故が多発している管路の布設替を行っています。来年度以降、東浦浄水場、七目配水池、阿瀬津配水池等の電気設備の更新を計画しています。

続きまして、上五島北部地区簡易水道事業についてご説明します。上五島北部地区簡易水道事業は、平成 26 年度からの継続事業で、経年劣化による施設・設備の更新及び漏水事故が多発している管路の布設替を行っています。今年度冷水地区の主要な箇所への布設替が完了し、来年度以降奈摩地区布設替の計画予定です。

続きまして、若松島地区簡易水道事業です。若松島地区簡易水道事業は、平成 27 年度からの継続事業で、経年劣化による施設・設備の更新及び漏水事故が多発している管路の布設替を行っています。今年度は、若松地区若松支所周辺の布設替と老朽化が目立つ三年ヶ浦浄水場の付属配管替を行ない、来年度以降は、若松地区及び土井ノ浦地区の配水管布設替の計画予定です。

続きまして、崎浦地区簡易水道事業です。崎浦地区簡易水道事業は、平成 28 年度からの継続事業で、経年劣化による施設・設備の更新及び漏水事故が多発している管路の布設替を行っています。昨年、頭ヶ島大橋から頭ヶ島配水池間の送水管布設替を行ない安定的な送水を行っています。来年度以降、江ノ浜浄水場、友住配水池、頭ヶ島中継ポンプ所の電気設備の更新を計画しています。

続きまして、青方地区簡易水道事業です。青方地区簡易水道事業は、平成 26 年度からの 10 ヶ年事業として計画し、浅子浄水場の薬品注入設備の改良及び大曾地区の管路更新を行なってきましたが、現在事業を休止し、今後町単独においての事業見直しを検討しております。

次に今後の事業計画について説明いたします。18 ページをお願いします。

今後の事業計画の前に国の簡易水道の

見直しについて簡単に説明いたします。

統合しない簡易水道は、橋で連絡されていない島、給水区間が 10 km 以上離れている地域です。新上五島町はどちらとも該当せず統合計画書が必要になります。簡易水道統合計画事業の対象となっている簡易水道は、平成 31 年度限り、国庫補助金対象となります。

次に 23 ページをお願いします。平成 32 年度以降事業計画案は、簡易水道補助事業として継続した場合と簡易水道補助事業として採択されない場合を示しています。

次に 17 ページをお願いします。補助事業における簡易水道と上水道との違いについて、補助率が 1/2 が 1/3 になり、管路布設後の年数が 20 年以上が 40 年以上となります。

簡易水道と上水道の大きな違いとして、管路の種類が簡易水道の場合、水道課が水道管と認める場合は、補助対象となります。上水道の場合、給水管の分岐がある管路は補助対象外となり、新上五島町が計画している管路更新計画の大部分が対象外になり、単独事業扱いになります。

### (事務局)

19 ページをご覧ください。

こちらの資料が建設改良事業の財源ということですので、私の方からご説明させていただきます。

まず、公営企業は、原則として営業活動で得た収益で費用を賄うこととなっていますが、建設事業の費用につきましては、事業の内容によって、水道料金以外の財源を活用することができます。その財源のうち代表的なものとして、国の定めたルールに基づいて国から受け

入れる国庫補助金や同じく国の定めたルールに基づいて一般会計から受け入れる一般会計繰入金、長期借入金である企業債などがあげられます。更には、後年度に発生する長期借入金の返済金の一部を国が補填する制度もあり、実際に水道事業会計が負担する割合は、様々な条件によって増減することとなります。

資料の中では、事業費負担割合の比較ということで、簡易水道と上水道、また、補助事業と単独事業、それぞれの負担割合をグラフにしております。

なお、補助事業とは、国の補助金を受けて実施する事業のことで、単独事業とは、国の補助金を受けずに実施する事業のことを指します。

まず、簡易水道の補助事業についてですが、国庫補助金が50%、次に先程少し触れました、長期借入金の返済金の一部を国が補填する制度である地方交付税、こちらが26.25%、一般会計の負担が6.25%、水道会計が17.5%という負担割合になります。一方、上水道における補助事業ですが、国庫補助金が33.3%、本町の事業が国の定めたルールに該当しないため、地方交付税と一般会計負担金が0%、そして、水道会計の負担が66.7%となります。グラフを見ていただければ一目瞭然ですが、簡易水道から上水道に変わることによって水道会計の負担割合が大きくなり、およそ3.8倍も増えております。

次に、単独事業ですが、国庫補助金の交付を受けませんので、基本的には補助事業より負担割合が増えることとなります。まず、簡易水道の単独事業費ですが、地方交付税が52.5%、一般会計の負担が

12.5%、水道会計の負担が35%となります。一方、上水道事業における単独事業ですが、補助事業と同様に本町の事業が国の定めたルールに該当しないため、100%水道会計の負担となります。単独事業においても、簡易水道から上水道に変わることによって水道会計の負担割合は大きくなりおよそ2.9倍も増えております。

次に、負担割合の違いによって実際にどれくらいの金額の差がでてくるのかを示したのが次の表でございます。まず、同じ事業費での水道会計負担の比較ということで、当初作成した収支計画に近い事業費である2億4,000万円の事業を実際に実施した場合、水道会計の負担がどれくらいになるかということですが、表ではそれぞれ補助事業における簡易水道と上水道の比較、単独事業における簡易水道と上水道の比較をしており、それぞれ国庫補助金、地方交付税、一般会計負担、水道会計負担の金額を計上しております。

まず、補助事業の比較ですが、同じ2億4,000万円の事業でも、簡易水道の水道会計負担が4,200万円であるのに対し、上水道では1億6,000万円の負担となり、1億1,800万円も負担額が増えております。一方、単独事業においても、簡易水道の水道会計負担が8,400万円であるのに対し、上水道では2億4,000万円の負担となり、1億5,600万円の負担増となります。

次の表では、同程度の水道会計負担で実施できる事業規模を比較しております。まず、補助事業ですが、水道会計の負担

額をおよそ6,600万円に設定した場合、簡易水道では3億8,000万円の事業が実施できるのに対し、上水道では1億円の事業しか実施できません。また、単独事業においても、水道会計の負担額をおよそ1億円に設定した場合、簡易水道は2億8,600万円の事業が実施できるのに対し、上水道では1億円の事業しか実施できません。

このように、簡易水道と上水道では事業を実施した場合の負担割合が大きく変わることとなります。

次に、国庫補助金対象事業の比較ということで、一番下の表になりますが、簡易水道と上水道では、国庫補助金を受けられる条件というのも変わってきます。表では、浄水場及び配水池と水道管路ということで比較しておりますが、簡易水道は比較的条件は緩く、あらゆる建設改良事業が補助金の対象となりますが、上水道は条件が厳しく、簡易水道時代では補助の対象となっていた事業でも上水道では対象とならない事業が数多くでてきます。更には、事業費に対する補助率も変わってきます。補助率が高いほど補助金額も大きくなりますが、簡易水道は事業に対して1/2 貰っていたのに対し、上水道の場合は事業内容にもよりますが、1/3～1/4 となり、補助金の割合も落ちることとなります。

以上建設改良事業の財源ということでご説明いたしましたが、簡易水道から上水道に変わること、水道料金収益や施設の維持管理経費などの経常経費が大きく変わることはありません。ただし、今ご説明したとおり、建設改良事業の制度

が変わり、水道事業会計の負担が大きくなるため、今後、負担が増えた分の収益を増やすために水道料金を改定するか、負担を抑えるために建設改良事業を抑制するのかなどを検討し、収支計画や事業計画に反映させ、水道事業の安定的な経営を目指す必要がございます。

### (事務局)

引き続きアセットマネジメントについて説明します。資料⑤をお願いします。

アセットマネジメントの定義は、水道におけるアセットマネジメントとは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理する体系化された実戦活動」を目指すことになります。

目的は、①中長期的な視点を持って水道資産の管理運営が実践されること。②アセットマネジメントの実践を通じて、維持管理、計画及び財務等の各担当が、更新投資の必要性や財源確保について共通認識を持つこと。③まずできることからアセットマネジメントを実践し、その実践により明らかとなった課題を解決することにより、資産管理水準の継続的な向上につながる。④財源の裏付けを持った更新需要見通しを作成することで、水道施設への更新投資が着実に実施されることです。

次に2ページをお願いします。検討方法は、3種類あります。タイプ1 A及びタイプ2 Bは、簡略型で資産の把握が出来ない場合に用いられます。タイプ3 Cは標準型で施設台帳や図面等があり、資産の取得年度、取得額等の基礎データが

整備されている場合に用いられます。新上五島町は、平成 23 年度から旧町単位の資産整理を行なってきましたので、タイプ 3 C で検討しました。

4 ページをお願いします。水道の稼働資産は、173 億円、全布設延長は、直線距離で新上五島町から岡山県まで届く 538 km です。過去 5 ヶ年の建設改良費の平均が 2 億 5,000 万円となり、この額を予算の目安とします。

8 ページをお願いします。更新需要の算定をケース 1 からケース 5 とします。ケース 1 は、全て法定耐用年数で更新、ケース 2 は、更新需要を少し抑えた場合、ケース 3 は、更新需要を大幅に抑えた場合、ケース 4 は、更新需要を 2 億 5,000 万円に抑えた場合、ケース 5 は、全て耐用年数の 1.7 倍で更新した場合で検討しました。

12 ページをお願いします。本検討の結果、ケース 4 が最も妥当になります。予算の 2 億 5,000 万円に収まるよう更新基準を設定した為予算内に収まる。現状の供給単価 251.7 円でも資金不足となることはなく、事業収益対企業債残高も 800% と現状の 700% と大きくなることのないため、将来世代への負担を残すことはないと思われます。

以上で簡単ではありますが、アセットマネジメントと事業計画についての説明を終わります。

#### (会長)

ただ今、事務局より建設事業計画及び現在進められております事業、アセットマネジメント、国庫補助制度について説明を受けましたけれども、なにかご質問はありますか。

#### (委員 A)

資料④ですね。17 ページと 18 ページですけど、簡易水道と上水道の違いというのが、補助金が違うというのは分かったんですけど、簡易水道と上水道の明確な違いについて説明していただきたいです。

#### (事務局)

同じ水道なんですけど、給水人口で簡易水道は 5,000 人以下、5,000 人を超えると上水道、給水人口で分けております。

明治時代からのコレラ等伝染病流行が背景にあって、国は昭和 30 年代から、水道普及のための水道施設整備に対して手厚い財政支援を制度化してきました。

簡易水道は、地理的条件等から独立採算制を図るのが難しい水道です。元々資力がない地方自治体において水道を普及させないといけないことから、国の政策として手厚い財政支援があって全国的に普及が進み、現在は 100% に近い水道普及率となっています。本町の場合は 99.9% です。

水道普及率を高めるため簡易水道整備に対し国は財政支援を行ってきましたが、平成 19 年の国庫補助制度の見直しで、水道普及率も高まり一定の目的は果たした、今後は建設投資から維持管理更新の時代だとして、簡易水道の統合促進を重点化しております。その上で、独立採算制を図りなさいよ、という方針転換です。

結局、国の財政状況も厳しくなってきたことだろうと推測するんですが、簡易水道、統合後の水道にとっては厳しい経営状況になってきています。本町に限らず簡易水道で運営していたところは、簡



易水道のままで、国の手厚い財政支援を受けながら経営を続けたかったのが本音でございます。

**(委員 A)**

新上五島町が合併した時点でそういう国の指導があって、10年間で統合するようにと、18ページに書いてあるとおりですね。

**(事務局)**

説明にもありましたとおり、これに沿わないと補助しないよという書きぶりです。対象外として、橋で繋がっていない島、10km以上離れている、本町はこの条件に当てはまらないため簡易水道として残ることが不可能となりました。国の意向に沿って、統合計画書を策定し、平成28年度末までは事業をしたいということで今までの事業を継続してやってきております。

**(委員 A)**

今、有収率が低いね、前と比べると。上五島地区は61%くらいでしょ。この10年間の事業で90%以上に持っていける計画であるのかどうか。

**(事務局)**

有収率は、要するに浄水して配水池に貯めますが、その配水池に大きいメーターを付けているんですが、そこから送っている配水量と皆さんが1ヶ月に使った給水量です、それが同じ数字になれば有収率が100%ということになります。漏水がないということでそれが理想的なんです、途中、配水管とか給水管など管破損等で水漏れが生じます。その漏水

量が多いと有収率が下がってくるということなんですが、現在本町は80%を切っている状況です。全国の有収率の状況を見てみたときに、給水人口が多ければ多いほど90%前後で推移しております。人口が低くなってくればくるほど有収率というのは下がっている状況ですけども、本町の給水人口規模、1万5,000人から3万人の同規模上水道では83%程度の有収率となっています。だから、目標としては90%にしていますけども、現実の値としては80%を超える85%を目標として取り組んでおります。確かに、青方地区と若松地区が有収率が低い状況です。青方については、配水流量計、計器的な部分もあるのかなということで今年度流量計を替えたかったのですが、補助事業としては休止しています。上五島地区は、今年度はやっていませんがそれまで2年続けて漏水調査を外部の専門漏水調査会社に委託して行なっています。ある程度の調査成果のもと漏水修繕もやっていますが、漏水の復元ということでまた漏水が別の所で始まるということで、なかなか有収率が上がっていないのが現状です。青方地区が80%くらいに上がれば全体的にも80%を超えるのは間違いありません。

古い管路の更新、布設替えです、それを進めれば当然有収率は上がります。配水メーターの交換、配水管の布設替えについては、国庫補助的には厳しいものがありますが、計画的な更新を図ってまいります。

**(委員 B)**

今の説明ですが、施設能力が過大になりますから、漏水すると。湯水期には

大変でしょう。いかに漏水を止めるかが問題でしょうからその辺を考えてもらわないといけない。

それから資料の中に奈摩の地下ダムがありますが、現在一日いくらの取水量ですか。

**(事務局)**

現在は200 m<sup>3</sup>/日ちょっとです。

**(委員 B)**

私が以前見たときには100 m<sup>3</sup>/日ぐらいだったでしょう。200 m<sup>3</sup>/日も取水できていないはずですが、資料にも改修工事の計画が出ていますが、今は給水人口も減っているから奈摩の地下ダムから取水する必要があるのかなと思うのです。あそこは24時間取水できないのでは。

**(事務局)**

そうですね。今は多分8時間くらいしか揚げていません。

**(委員 B)**

そういうところからの取水はやめ、24時間フル回転で取水できるところでないと水量の安定ができないと思います。

**(事務局)**

ただ、そうなりますと、青方ダムに負担が全部くるようになります。今、青方ダムの水を二本松浄水場にも送り、奈摩地区で使っていますので、多少のポンプの電気代はかかりますが、それでもまだ水はありますので、しばらくは水を有効利用したいと思います。奈摩地区自体の人口はあまり減っていないようです。

**(委員 B)**

そこのところ計算がどうなっているかはよく分かりませんが、奈摩地区には浄水場が2ヶ所あることだし、そこのところをどう考えているのか。青方ダムから送らない給水体制ができないのかということですね。

**(事務局)**

奈摩の地下ダムというのは、上五島北部地区の水源の一つで浅井戸の地下水です。旧上郷小学校の敷地内の地下に遮蔽壁を作ってそこに貯まった水を汲み上げている状況です。当初計画では300から400 m<sup>3</sup>/日の計画で工事をしてはいますが、確か水道事業の国庫補助事業ではなく違う補助事業で施工したものと記憶しております。確かに当初の計画より実際汲み上げてみたらそこまで取れなかったこともあって、その取水量のことを話されているんですが、現在は水源の一つとしてなくてはならない施設であります。

確かに、施設の維持管理費には費用がかかりますので、人口減少に伴い取水量も減っていきますので、事業推進の中で廃止とか休止とか適宜に判断したいと思っております。

今の青方地区簡易水道についても、水源を青方ダム水としていますが県の管理のダムで水道用に一日2,000 m<sup>3</sup>取れる許可を得ています。それに農業かんがい用水に1,000 m<sup>3</sup>/日、そして、生物維持用水に1,000 m<sup>3</sup>/日ということで、合わせて放流しております。喝水になってある程度ダム水位が下がったとしても水道用だけで全部取るというのができない仕組みです。だから喝水期においては、県の方に喝水状況だから水道用を優先して欲しいと言

っても事前に協議が必要で、農業耕作者や漁協などをお願いをして了解を得ています。それでも生物維持用とし全く川に流さないというわけにはいかないということで、簡単にはいかないところであります。

#### (委員 B)

今私が質問した青方地区は有収率が60%台で漏水量が多い状況です。それに比べたら奈摩地下ダムからの取水量 200 m<sup>3</sup>/日とかいうのは微々たるものでしょう。だから有収率を上げなさいと言っているのであって、そこをどう考えて今から先やっていくのか。一番良いのは地下ダムを最大限利用して奈摩地区の水源は奈摩地区だけで済めばよいと思います。わざわざ青方ダムから送る必要もないので、そこをどう考えているのかと言っているんですよ。有収率を上げないことにはそういう不必要なところも出てくるし、今後料金値上げの問題も出てくるし、これから施設改良を進めていくのですから、そこに投資して、10年でできるのかできないのか。そこを聞いているのです。

#### (事務局)

そこはできる、できないではなく、やらなければいけないと思っております。計算例にはなるんですが、一日 1,000 m<sup>3</sup>使っているところが、60%、70%の有収率ということは、300 から 400 m<sup>3</sup>/日の水を捨てていることと同じです。さっき言われた奈摩地下ダムで 200 m<sup>3</sup>/日しか取水していないんだったら有収率を 90%に持っていったら当然その水源も一ついらないんじゃないかということと理解い

たします。

#### (事務局)

先程、徳永の方から青方地区簡易水道基幹改良事業についてご説明させていただきましたが、国が示す補助採択基準に合わないということで、今、事業を休止している段階であり、それで新たに単独事業でどこまで進められるのか、補助制度として何か利用できないかというのを検討している状況です。

#### (委員 B)

それを早くしないといかんですね。これを単独事業としてでもでもやるのかどうか。先程も言いましたが、渴水きたらひとたまりも無いですよ。例えば 2,000 m<sup>3</sup>/日送ったら、漏らしているのは 700 m<sup>3</sup>/日にもなるんですよ、計算上は。費用対効果を考えて、今から先できるのかできないのか。補助金があるからないからではないと思えますけど。どうですか。

#### (事務局)

今の委員さんのご意見に関しては、当然のことでありまして、青方地区は給水人口が一番多いところなので、その有収率を高めるということは、配水量そのものが他の地区とは違いますので、そこを有収率 10%上げると他所を 20%、30%上げるのと同様かそれ以上ということとなります。優先的にそのところはやっつけていかないといけないと思っております。

#### (会長)

その他何かご質問等ございませんでしょうか。

## 【質疑なし】

### (会長)

それでは、意見交換に移ります。今回の事務局説明もしくは全体的なことでも結構です。新たに説明を求めたいことでも結構ですので、何かご意見等はございませんでしょうか。

### (委員 C)

資料③の収支計画の単年度資金収支というのは何から導き出された数字でしょうか。

### (事務局)

ご説明いたします。単年度資金収支というのは、それぞれの科目のうち資金が動かない科目というのがございますので、そういったものを除外しまして、再計算した結果ということになるのですが、資料②の6ページをご覧くださいんですが、こちらキャッシュフロー計算書という財務書類になるんですが、本来はこういった形で資金の増減額を計算するのですが、同じような形で計算をしまして、それぞれ単年度の資金収支というのをを出しております。収支計画につきましては、若干当初予算の計算と変わっておりまして、移行初年度ということになりますので、移行前に発生した金額を入れていたり入れていなかったりする部分が出てきてまして、単年度ごとの計算をしておりますので、未収金未払金の算定というところが少し難しいので、単純にその年度に発生した債務及び債権の額で計算しております。その関係で先程の資料の方とは少し金額が変わっております。あくまでも試算ということで、年度、年度で数字

を出しております。

### (会長)

その他に意見等ございますでしょうか。

### (委員 D)

これは別に質疑とかではないんですが、3月議会の時に、当初予算の説明ということで、予算審査特別委員会が開かれて、この予算書を説明したと思うんですが、議員さん方には初めて貸借対照表とか、損益計算書とか示されて内容説明されたと思いますが、今までは現金主義で単式簿記でしたので、議員さん方の説明を聞いた反応はどうやったでしょうか。

### (事務局)

今までの簡易水道会計、要するに単式簿記である官公庁会計での説明では例えば、工事や業務の内容、検針・徴収委託人が何人とか、水道料未収金がいくら、収納対策はどうしているのかとか、有収率が低いこと、企業債の現在高がいくらあるのか、種々ありますがそういった具体的内容でありました。

公営企業会計移行に伴って当初予算、補正予算の説明をさせていただきましたが、まず、分からない、説明が分からないということでありまして、簡水会計であったようなご質問は無く、企業会計に詳しい方から公営企業の財務諸表、貸借対照表の記載等について専門的なご質問があって、十分な説明ができず、担当職員からカバーをしてもらうということもありました。

質疑の内容が一変しているというのが私の印象です。当初予算、補正予算にしても添付資料、参考資料、特に実施計画

明細書はある程度今までの会計に近い記載の仕方とはなっておりますが、会計ががらっと変わり、私の説明が分かり難いということもあって、分からないというご指摘は毎回いただいております。

**(委員 A)**

説明というより、意味が分からないんですよ。私は社協の理事もしておりますが、あそこも企業会計方式です。10年くらいしていますが、最初の2、3年くらいは分からないね。最初から分からないのは当たり前で、段々分かってきますよ。金が動かないのに数字が出るというのが最初は理解できないね。

**(事務局)**

お立場から、こういった収支計画、予算・決算を見ていただいて、経営がとてもしゃないという考えをお持ちになるんじゃないか思うのですが。

**(委員 C)**

本来、収益的収支でプラスに持っていないと難しいんでしょうけどね。料金を上げるというのも中々難しいでしょうし。

**(事務局)**

それが今まで簡易水道で、建設投資には国の手厚い財政支援もありました、一般会計からの繰出基準外繰入というのも入れていただいております、そういったものが独立採算制の名の下にやはり理由がつかないと入れられない、逆に全国的な情報を調べていけば、繰出基準外繰入をある程度やっている事業体もあると聞きますが。そうなのだとどういう理

由でできるのかなというのが疑問としてありますで、もう少し勉強しなければと思っております。

**(委員 B)**

それらは政治的施策としてやっているんです。料金を上げられないのも同じ。料金があまりにも高すぎるときには政治的手段で安くしないことには、今まではできたんでしょうけど。それが公営企業会計になったらできないでしょうから、そのところは町も引き締めていかないといかんでしょう。

**(会長)**

他に意見等ございますでしょうか。

**【意見なし】**

**(会長)**

ご意見等ございませんでしたら、次に進めさせていただきます。

最後に、次回審議会の開催日について協議いたします。

次回開催日程について、事務局より提案はありますか。

**【次期開催予定日を調整】**

平成30年2月15日(木) 13:30～

**(事務局)**

次回につきましては、これまでのお話を踏まえまして、まさに水道料金のことについてのご説明となります。合併前の旧町水道料金、合併協議の内容、その後平成18年9月からの料金改定を行った経緯、算定の仕方など。あと地方公営企業に変わってからの算式が若干変わります。

すので、そういった説明と合わせまして、今、本町が抱えている水道事業の課題とその対応という部分で、当方が考えていることについてご説明をさせていただければと思います。以上でございます。

**(会長)**

ただいま事務局より次回審議会についての説明がありましたが、その内容に沿いまして、次回は平成30年2月15日木曜日午後1時30分から開催したいと思います。これを持ちまして、第2回新上五島町水道事業経営審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

**【閉会】** 15 : 30